令和4年度第2回市川市景観審議会

日 時:令和4年8月25日(木)10時00分~正午

場 所:オンラインによる開催

○事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン会議とさせていただいております。

なお、昨年度と同様、本審議会は、発言者を除き、マイクをミュートにした状態で進行させていただきます。質疑や異議がある場合は、リアクションボタンから、「手を挙げる」を 選択し、会長の指名後、マイクのミュートを解除しご発言ください。

審議会開催に先立ちまして、2点ほどご報告させていただきます。

1点目として、市川市景観条例第36条第1項第1号に記載されている学識経験者の委員の任期が、本年6月30日に満了し、新たに本年7月1日付けで委員になられた方におかれましては、先日、資料と併せまして委嘱状を送付させていただいております。本来であれば、市長より直接委嘱状をお渡しするところですが、新型コロナウイルス感染予防のため、このような形式を、とらせていただきましたこと、ご理解いただければと存じます。

次に2点目として、今回新たに就任されました髙山美幸委員をご紹介いたします。

髙山委員は、日本色彩学会環境色彩研究会会員、また、エスケー化研株式会社では、プリンシパルデザイナー等色彩の専門家として、様々な場所でご活躍されております。

本市においても、中山参道景観重点地区における色彩基準の色見本の作成等にもご協力をいただいております。それでは、髙山様よりご挨拶いただければと思います。

○髙山委員

はじめまして、髙山美幸と申します。

この度、市川市の景観審議会に参画させていただくことになりました。どうぞよろしくお 願いいたします。

私自身はご紹介いただきましたように、環境色彩計画というのを長年行っております。実際の実務と同時に仕上材の製品化ということも、検討しております。景観には色だけではなくて仕上材だったり、様々な形態との関係性と考えておりますので、何か市川市の景観向上に役立てるような発言ができればと思っております。未熟なものなので皆様にご指導いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

では、本日の資料の確認をさせていただきます。案件数は審議事項2件、その他1件となっております。

資料は事前に郵送させていただいておりますが、おそろいでしょうか。

それでは、本日の審議会ですが、任期満了により会長及び会長代理が不在でございますの

で、会長が選出されるまでの間、事務局で議事進行を進めたいと思いますが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○街づくり計画課 中原課長

改めましてまちづくり計画課長の中原です。よろしくお願いいたします。

それではただいまより、令和4年度第2回市川市景観審議会を開催いたします。

本日は全委員の方が出席しておりますので、景観条例第38条第2項の規定によりまして、本会は成立してしております。

本日の審議会でございますが、議案第1号につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開とし、議案第2号につきましては、同指針第6条第1項第2号及び市川市公文書公開条例第8条の規定に基づき、会議を非公開とすることでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

また本市では、現在新型コロナウイルスの感染リスクを避ける観点から、会議当日の市民 等の傍聴を中止とさせていただいております。このため、市民等への会議公開は、議事録会 議概要を市公式ウェブサイト等に速やかに掲載することとしております。ご理解のほどよろ しくお願いいたします。

なお、会議録につきましては、事務局で作成し、出席委員に内容を確認していただき、あらかじめ指名した署名人に署名をお願いしております。

今回は、山﨑委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○山﨑委員

はい。

○街づくり計画課 中原課長

ありがとうございます。

それでは早速、議案第1号、会長及び会長代理の選出についてでございます。

会長につきましては、市川市景観条例第37条第1項の規定により、互選となっておりますが、 どなたかご推薦いただけますでしょうか。

山崎委員お願いします。

○山﨑委員

はい、私から推薦させていただきます。

長年、この会の会長を引き受けていただいている木下先生に、続投をお願いしたいと思います。

都市計画の知識やバランスの良い会議の進め方、私も見習わないといけないところがたく さんありますので、ぜひまた続けていただければと思います。

○街づくり計画課 中原課長 ありがとうございます。 山崎委員から今、木下先生のご推薦がありましたが、他の委員の方、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。

(意見なし)

それでは皆様のご賛同いただきましたので、木下委員に会長をお願いできますでしょうか。

○木下委員

はい。山崎先生ありがとうございます。

会議のバランスとのことでしたが、バランスのそろった素晴らしい委員の方々のご協力の たまものでありますので、引き続きよろしくお願いします。

景観法ができて、景観行政団体に政令市等は自動的になったのですが、市川市は千葉県で 最初の景観行政を進めたところであります。その当時は西村先生がリードしながら私はそれ に付き添いながら行っていたのですが、今日、公共施設の景観ガイドラインを考えたのも、 長い間やっていても遅々として進まないというところもあって、もう少し積極的に進めなけ ればいけないなと自覚したところもありますので、引き続きまたご協力よろしくお願いしま す。

○街づくり計画課 中原課長

ありがとうございます。

それでは木下会長、今後の議事の進行のほどお願いいたします。

○木下会長

はい。

市川市景観条例の第37条第3項の規定により、会長代理は会長が指名することとなっています。会長代理につきましては前回と同様志村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

では、異議なしということでありますので、ご賛同いただいたので会長代理を志村先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○志村委員

はい。承りました。よろしくお願いいたします。

○木下会長

それでは議案の第1号は以上をもちまして、終了とさせていただきます。

【議案第2号 非公開】

○木下会長

これで市川市景観審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。